

「農業女子プロジェクト」ロゴマーク利用に関する規程

一部改正 平成27年10月27日

一部改正 平成28年11月4日

一部改正 令和6年12月6日

第1 目的

この規程は、「農業女子プロジェクト規約」第10条で定めるロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 利用上の遵守事項

- ① 「農業女子プロジェクト規約」第10条によりロゴマークを使用することができる農業女子プロジェクトメンバー、パートナーズ及びサポーターズは別紙に定めるロゴを利用する。利用に際して、色遣いや背景色等については、別に定める「農業女子 ロゴマニュアル」の規定に従う。
- ② 農業女子プロジェクトメンバー、パートナーズ及びサポーターズは、ロゴマークをモチーフとした別のマーク等の作成を希望する場合は、農業女子プロジェクト事務局（農林水産省経営局就農・女性課）を通じて必ずデザイナーに依頼する。
- ③ 農業女子プロジェクトメンバー、パートナーズ及びサポーターズ以外によるロゴマークの利用は、事務局が特別に許可した場合を除き、これを認めない。

第3 規程の改訂

本利用規程は、必要に応じて農業女子プロジェクト事務局にて改訂を行う。

附則

本利用規程は平成25年11月6日より施行する。

附則

本利用規程の一部改正は平成27年10月27日より施行する。

附則

本利用規程の一部改正は平成28年11月4日より施行する。

附則

本利用規程の一部改正は令和6年12月6日より施行する。

本利用規程の改正前から使用しているロゴについては、従前どおり使用できることとする。

別紙

1 農業女子メンバー・パートナー・はぐくみ隊用ロゴ



2 農業女子プレメンバー用ロゴ



3 パートナー用ロゴ



4 はぐくみ隊(はぐくみ校及びはぐくみ部)用ロゴ



5 サポーターズ用ロゴ

